

作文における話題の提示とテキストの展開

Topic sentence and subjectivity in writing processes

小林 一 貴

1. はじめに

拙稿(2003)では、作文のトピック・センテンスとしての総称表現に関する考察を行い、学習者の書く行為がコミュニケーションの参加者である書き手と読み手に加え、テキストに登場する三人称のテキストの参加者によっても共有される議論の枠組みにおいて成立していることを論じた¹。本稿ではその考察をふまえ、トピック・センテンスの他の種類の機能にもとづき、表現学習におけるテキストの展開に関わる要因について検討する。

学習者の表現活動は何らかの目的の達成において成り立つものであり、そこには授業における具体的な題材や話題が設定される。こうした話題といった概念は、文章研究における意味のまとまりとしての「文段」に関わるものであり、文段において中心的な話題を示す文はトピック・センテンスと呼ばれる²。トピック・センテンスは、文章における文段相互の関係を視野に入れた場合、文章の主題にもつながる要素である。

土部・宝示(1963)は、学習者の作文分析に関して、「『一つの作文』を書き上げる能力を『一つのまとまった文章』を叙述する能力」とみなし、「『文章』の必要にして十分な成立条件は、表現内容としての『題材』とそれへの意図としての『趣意』とにある」として次のように述べている。

「題材」の中核である「話題」が明確な位置を占めて文章全体を統括し、しかも、「趣意」がその「話題」を十分に支え、それと十全に合致・合体して全体の文章を統一している - 「趣意」が「話題」に直接十全に合致・合体したものである「主題」が顕在している - ような文章は、もっとも「構成」plotの克った文章である。(省略) 児童・生徒の作文はいわゆる「バラバラ文」の「連文」から、「一つのまとまった文章」へと発達する途上に並んでいる。そこには「一つの作文」を「一つのまとまった文章」として意識していく「文章意識」の発達・成長がうかがわれよう³

「文章意識」を支える要素として、土部・宝示(1967)では意味のまとまりに関わる「話題意識」を挙げており、「題材意識」との相互に関連づけながら「話題意識」の発生という観点から文章意識の発達に関する分析を行っている⁴。

トピック・センテンスはこうした話題に関する要素であるとも考えられるが、同時に文章を言語活動におけるテキストとしてとらえ、テキストに言語活動の参加者を介在させた場合、それはコミュニケーションの何らかの側面を担う表現類型としてみなされることにもなる⁵。これは、対話の過程に書くことの展開を位置づけるといった考え方につながるものでもある⁶。本稿では、作文の分析に際してトピック・センテンスのはたらきの中で、テキストにおけるひとまとまりの内容を集約して提示するという総称表現に加え、書き手の判断を示す要素がそうしたひとまとまりの内容にどのように関わっているのかについて分析、考察する⁷。そして、テキストの内部・外部の参加者との関わりから、学習者の作文における話題をテキストの展開における議論の枠組みとするところ考え方について検討する。

2. 話題の提示による展開

テキストにおいて、「一般に複数の文からなる段の話題を端的に表し、同じ段における他の文集合をまとめるはたらきをする文」⁸はトピック・センテンスと呼ばれる。野村(2000)は、書き言葉における任意の話題のまとまりである「パラグラフ」の概念をふまえ、日本語のトピック・センテンスには次のような二つの類型が認められるとしている⁹。

Aパラグラフを直接操作することを基幹とする表現類型

Bパラグラフの話題を提示することを基幹とする表現類型

Aは後に続く表現についてのメタ言語表現を含む文である¹⁰。それに対して、Bは前後の話のまとまりの話題を集約的に提示するものであり、書き手と読み手に加えてテキスト内の人物の視点を含み得るものであった。拙稿(2003)では、このBの類型について作文¹¹の表現を検討した。そこでは、主に総称表現に着目しながら作文中のトピック・センテンスを整理する上で、テキストによるコミュニケーションをとらえる3つの観点を示した。

- I 総称表現の情報が書き手、読み手に帰属する
- II 書き手の立場からテキストの参加者を指す
- III 総称表現の知識がテキストの参加者にも帰属する

総称表現とは、「基本的に集合的な指示性の対象をあらゆる提題表現をもち、一般的な特性・習慣などの叙述を行う表現類型」¹²であり、「情報をテキストの一般的な背景とすることによって、以下の部分のテキストの内容をコミュニケーションの参加者にその背景と整合性のたかい物として認定させるのである」¹³ということになる。

Iについては次のような事例を挙げた。

(a)①姓が別だと結婚した気がしないから、自分は希望しない。

②結婚するということは、愛する人と一生を共にするという証だ。③姓も愛する人と同じで、同じ屋根の下で家族として一生一緒に暮らすことではないだろうか。④しかし、姓が別だと死ぬまで別の姓で、墓石にも夫婦別の姓で刻まれ、まるで赤の他人のようで家族になったという実感がわからない。⑤それに、子供が出来た場合、夫婦別姓を希望した夫婦はどうするのだろうか。⑥父の姓になったとしてもなぜ母とは姓が違うのだろうとってしまうのではないか。

⑦夫婦別姓の導入に何の意味があるのだろうか。⑧結婚し、夫と妻が同じ姓を持つ。それが日本代々受け付がれて来た文化の一つではないか。

この例では文②が総称表現であり、この文の話題が学習者の認識を示すと同時に、読み手にとってもこのテキストへのかかわりの前提を示すということで、このテキストにおける「コミュニケーションの参加者である書き手と読み手」にも帰属する表現となっている。このことに基づき、形式的な段落をこえて③から⑧までの文が展開している。

Iは、書き手と読み手に属する話題がテキストの展開に関わっていたが、テキストにはその登場人物である「テキストの参加者」が認められる。これは直接にトピック・センテンスを指すものではないが、トピック・センテンスとしての総称表現を理解する上で必要な観点となる。

(b) ①自分は別々の姓にすることに反対である。②理由は、昔からやって来た事なので今さら直す

ことはないであるのと、子供が二つの性があることで混乱する恐れが出てくると言う二つです。③どの場所で自分の名前を書く時にどちらの親の姓を使って書けばいいのか、自分の名前を言う時にどちらの姓を言えばいいのか迷うことがあると自分は考えている。(省略)

(b)では、③で「自分の名前を書く時に…」「自分の名前を言うときに…」の「自分」は分②の「子供」を指しており、書き手の立場から子供の思考を指す表現となっている。これにより、コミュニケーションの参加者の立場からテキストの参加者である「子供」に帰属する観点が取り込まれている。

Ⅲは、Ⅱの観点をふまえつつ総称表現がテキストの参加者にも属するような場合である。

(c)①私は、「選択的夫婦別姓制度」導入について良いと思う。

②夫婦が同じ姓を名乗るということは、目に見える夫婦の証だと私は思う。③多くの人は結婚すると夫の姓を名乗る。④夫の姓で自分の名を書くくと夫婦になったんだと女性の方は感じるだろう。⑤しかし、仮に離婚することになれば夫婦は結婚前の姓を名乗るのが多い。⑥そうすると、何度も姓が変わるので大変だ。

⑦夫婦別姓で名乗るということは、互いに自立しているのだと思う。⑧夫婦別姓が多いのは互いに仕事をしている夫婦だ。

この例では、②と③が総称表現とみなされるが、それぞれの性質は異なる。②は、文による思考内容が書き手に属すると考えられる。一方、③はⅠで見たようにコミュニケーションの参加者に属する情報として理解されるが、同時に④の「女性は感じるだろう」はコミュニケーションの参加者が「女性」の感覚を示す表現となっており、③は「女性」に帰属する情報として理解することも可能である。この場合、③はコミュニケーションの参加者である語り手と受け手、さらにテキストの参加者の間に相互に共有される前提となっている。

以上の例は、総称表現の性質に基づいて作文におけるトピック・センテンスをとらえる観点を示した。拙稿(2002)においても述べたように、こうした見方から得られる示唆は、書き手の考えは、その作文において書き手に固有の考えとして提示されているのではなく、基本的に書き手と読み手、そしてテキストの参加者によって言及可能な情報をめぐって、書き手とテキスト内部の他者との「距離」や「構え」が構成され、さらには「見え」を重ねたりすることにおいて書き手の立場が位置づけられているということである。言い換えれば、コミュニケーションの参加者、テキストの参加者によって言及可能な議論の前提が想定されているということになる。

ところで、これまでのところにおいては、総称表現そのものをトピック・センテンスとして作文事例を扱ってきたが、それはBに分類されるものの一つについて検討したに過ぎず、総称表現以外にもトピック・センテンスとしての機能を果たす文が認められる。例えば、(a)～(c)の作文は、いずれも最初の文①において、「自分は／私は」「希望しない／反対である／良いと思う」というように、書き手自身の考えを述べる事が明確に示された上で、書き手の価値判断が示されている。これは、(b)の②が「理由は、」で始まっているように、①で書き手の考えを述べる文に関連して、そこへ至るまでの思考過程を示す文が後に続くということを示すはたらきをしているということから、文章における意味のまとまりを開始する文としてトピック・センテンスの属性を有すると考えられる。こうしたはたらきについて、2.で検討した総称表現としてのトピック・センテンスとの関わりを視野に入れながら次に検討してみる。

3. 書き手の判断と話題の展開

2.において、野村(2000)によるトピック・センテンスの類型のBとして総称表現としてのトピック

センテンスのはたらきについて整理した。ここでは、Aの種類の観点から作文における中心文を検討する。

3-1. パラグラフの直接操作

種類のAは、メタ言語表現によってコミュニケーションの参加者である書き手と読み手が、これから表現するテキストを共有する方向性を明示するものである。パラグラフの開始にかかわる類型に属する文の指標となる述語について「抽象的行為」「思考・観察行為」「言語行為」を表す動詞が具体的に示されており、その文末表現については次のような形式が挙げられている¹⁴。

- a. 動詞の言い切り形式
- b. 動詞に「てみる」「ていく」「ておく」を付加した言い切り形式
- c. 動詞、またはb.の連語に「ことにする」「こととする」を付加した言い切り形式
- d. 動詞、またはb. c.の連語に「う／よう」「たい」を付加した形式
- e. 動詞およびb.の連語にd.が適用された形式を「と思う」で引用した形式

このような指標を手がかりとして、次のような特徴が作文に見られた。

(d)①夫婦別姓という制度は前にも何度か耳にしたことがある。②しかし、それほど身近な問題ではなかったので、あまり気には止めてなかった。③将来自分も関係する可能性もあるので、この期会を通して考えてみようと思う。④夫婦別姓で、一番の問題点は子供だと思う。⑤両親が別姓だったら、子供はどちらの姓を名のればよいのだろうか。⑥もし、私の両親が別姓だと考えてみたら、子供から見ればどこか気にかかるものがある。

⑦あまり身近ではないが自分が結婚したことも考えてみよう。⑧私だったら、やはり同姓を名のりたいものだ。⑨同姓のほうが家族として家族の一員という認識が強いと私は思う。

⑩夫婦別姓という制度はまだ世の中では一般化はしていない。⑪しかし、これからの社会では、女性も大きくする時代だ。⑫そんな時、この制度がとても重要とされるだろう。

⑬これから先、夫婦別姓制度が一般化される可能性は高いとわたしは思う。

この事例では、③で「考えてみようと思う。」とあり、「思考・観察行為」を表す動詞によって④以降の思考内容を述べる文が続いている。また、「てみようと思う。」というように、上に挙げた文末表現の形式のe. にあたる表現が用いられており、パラグラフを直接操作することによりパラグラフを開始する文になっている。また、⑦も「考えてみよう。」というように、「思考・観察行為」を表す動詞と共に、上の形式のd. にあたる表現が見られ、パラグラフの開始となっている。

次の例でも、同様にパラグラフを直接に操作する文が見られる。

(e)①「選択的夫婦別姓制度」調査によると反対よりも賛成が多いことに驚いた。②やはり、内閣府の分析どおり「国民の意識」が変わった」と私も思う。③なぜ国民の意識が変わったのか私なりに、いくつか考えてみた。④まず第一に、戦後に比べて男女格差が縮まったことにあると考える。⑤戦前は男が日本の社会を握っていて、女は家事をすればよいとされてきたが、戦後、言い換えれば現在、そのような考え方は古いと認知されてきたからだと思う。

⑥第二に、日本国憲法三大原則一つにもある「個人的人権の尊重」も原因の一つと考えられる。

⑦個人一人一人が平等であると私は考える。

⑧だから、私は選択的夫婦別姓に賛成です。

ここでは、「考えてみた。」として、④以降で、「第一に、」「第二に、」としながら、考えた内容を述べている。

また、次のような問いかけによってテキストを開始している例もみられた。

(f)①夫婦がそれぞれの姓を名乗るといことは本当にいいことなのだろうか。②生まれてからずっとこの姓を名乗ってきたから、変えたくないと思う。③しかし、子供ができたらどうなってしまうだろう。④やはり、夫の姓をとることになるのか。⑤家族という一つの輪でありながら、二つの姓があるのは何か不思議な感じがする。⑥世論調査ではっきり数字が出ているように、五年前より増えていることがわかる。⑦このまま増え続けてしまうのだろうか。⑧わたしは、別姓を名乗ることには反対ではない。⑨それは、私達の考えや環境がかわってきたからである。⑩でも、別姓だといろいろな不便なこともあると思う。⑪子供にだってかわいそうだ。⑫だから私は、夫婦が一緒の姓を名乗るようにしたい。⑬それが私たちの文化であり、ずっと守っていききたいものだから。

この事例では、①は「抽象的行為」「思考・観察行為」「言語行為」に属する動詞を含んでいないものの、Aの類型のうち「情報を要求する文」¹⁵に相当し、それに答えるかたちでパラグラフが展開している。⑥⑦は、作文を書くにあたって読んだ題材文の内容について言及がなされ、題材文の内容に関する知識を前提とした記述となっている。⑤以降、文と文の関係が見えにくい部分もあるが、①の問いかけによる情報の要求に対する答えと理由を提示するという方向が見出せると考えられる。

このように、パラグラフを直接操作するトピック・センテンスは学習者の作文に見られ、いずれも読み手との間にパラグラフの展開の方向性を示したり、問いを提示することによって、コミュニケーションの参加者に帰属する要素としてのトピック・センテンスとなっている。

3-2. 話題の方向性の提示

3-1. で見てきた事例は、いずれもパラグラフの展開の方向性や問いかけを示す形式を有するものであったが、その他にも後続くパラグラフとの関係を示す表現も見られる。

(g)①私がこの文を読んでまず思ったことは、「選択的夫婦別姓制度」容認の是、非以前に何故このようなことが問題として取り上げられるようになったかである。

②私はどちらかと問われれば容認はするが希望はしない。③姓とかいうものに特別執着があるわけでもない。④それに私は家族構成からしていずれは家を出て違う姓を名乗ることになるだろう。⑤私はそれを他の家族の一員となることの節目として気持ちを切替えるには丁度良いのではないかと考えている。⑥つまり私の中では名字を変え、夫婦一緒にすることは一つの家族という団体に加わる、ということだと考えている。

⑦それが近頃夫婦別姓を希望する人が増えてきているのだ。⑧中には仕事等の都合上仕方なく別姓にするという人もいるだろう。⑨しかし別姓を希望する人の全部が全部、そのような理由というわけでもないと思う。⑩いわば夫婦の絆の印とも言える姓を軽視する人が自分勝手な言い分で別姓を希望する人もいるのではないだろうか。

⑪わたしは決して別姓がだめだとは言わない。しかし、別姓にする時はそれがどういうことなのかよく考えた上でしてほしい。

この①では、「何故このようなことが問題として取り上げられるようになったか」が「情報を要求する文」として独立節となっている。この部分は「私がこの文を読んでまず思ったことは」に対応することがらとして、書き手が思ったことの内容として示されており、その問いに答えるというかたち

でパラグラフが展開する方向性を示している。

4. 書き手の判断の提示

これまでのところで見えてきたような問いかけによるパラグラフの直接操作は、学習者の作文ではそれなりに見受けられる。しかし、テキストの展開に関わって積極的に読み手との間に話題の方向性を提示するような表現は必ずしも多くはない。多くの作文事例に見受けられるのは、2.の(a)～(c)の①の文のように、書き手自身の価値判断がそのまま提示された文である。こうした表現の仕方は、今回の考察にあたり目を通した159の作文の中でかなりの数を占めるものであり、使用頻度からしても無視できない特徴である。いずれも、パラグラフを直接操作するような形式は認められないものの、(b)について触れたように、書き手が自分の判断内容を直接に示すことにより、その判断に至った理由を述べる文が後に続くことになる。すなわち、書き手自身の判断内容を示すこと自体が、それ以降に判断をするまでの過程を述べるという方向性を与えているとも考えられる。次の事例でも、その関係が確認できる。

(h)①私は「選択的夫婦別姓制度」は別に良いと思う。②なぜなら、せっかく親から代々伝わっている姓を結婚したらどちらかが親の姓を捨てる意味が分からない。③別に一つの姓に合わせなくても日常生活はできる。④また、姓を変えたら何となくその姓を捨てた人の存在が薄くなるような気もする。⑤例えば、夫の姓に合わせたら、妻は『～の妻です。』と自分をあまりアピールしていないような気がする。⑥だから、結婚しても一人一人が姓を持ちその人の存在やアピールをもっと大切にしたいと思う。

⑦しかし、二人が結婚したのなら、姓を合わせてもよいと思う。⑧なぜなら、二人は信頼し合い結婚した。⑨そのしるしや相手を認めるという行為としてもよい事だと考える。

⑩私なら、同じ姓にするとする。

⑪これから二人が力を合わせていくのだから同じ姓で生き、同じ姓で過ごして生きたいからだ。

この事例の①では、「良いと思う。」として、書き手の判断を示し、②では「なぜなら、」とその理由を述べており、テキストの開始としての機能を果たしていると考えられる。

しかし、このように作文で多く用いられる文を、任意の話題のまとまりであるパラグラフを開始するトピック・センテンスとしてみなした際、それは2.で見えてきたようなトピック・センテンスとしての総称表現の場合とはどのような違いがあり、またどのように関係しているのだろうか。トピック・センテンスのさまざまな類型というものが、作文を書く過程においてそれぞれどのような位置を占めるのかについて考えてみたい。そのために、再び総称表現を含む(c)の事例を以下に示す。

(c)①私は、「選択的夫婦別姓制度」導入について良いと思う。

②夫婦が同じ姓を名乗るということは、目に見える夫婦の証だと私は思う。③多くの人は結婚すると夫の姓を名乗る。④夫の姓で自分の名を書くと夫婦になったんだと女性の方は感じるだろう。⑤しかし、仮に離婚することになれば夫婦は結婚前の姓を名乗るのが多い。⑥そうすると、何度も姓が変わるので大変だ。

⑦夫婦別姓で名乗るということは、互いに自立しているのだと思う。⑧夫婦別姓が多いのは互いに仕事をしている夫婦だ。

この作文で確認したことは、②と③が総称表現とみなされ、②は「と思う」を文末に持つことにより思考内容が書き手に属すると考えられ、③はコミュニケーションの参加者である書き手と読み手に

属する情報として理解され、同時に「女性」に帰属する情報として理解し得るものであるということであった。この場合、③はコミュニケーションの参加者である語り手と受け手、さらにテキストの参加者の間に相互に共有される前提となっていた。

これに対して、(h)は、ほとんどの文末に「と思う」「と考える」「気もする」とあり、一貫して書き手の思考を述べるという態度によって記述されており、コミュニケーションの参加者である書き手と読み手の関係は、個人の考えを述べることと聞くことという関係になっている。これに対して、(c)は個人の判断を述べるというところからテキストが開始されていながら、後に続く文によってコミュニケーションの参加者、テキストの参加者にとっての共通の議論の枠組みが示され、そうした議論の枠組みの共有の中に書き手の立場が位置づけられていた。いわば、この議論の共有性の有無というところが、トピック・センテンスのそれぞれの類型から見出せるものと考えられる。

5. まとめと課題

本稿では、トピック・センテンスとしての総称表現と、パラグラフを直接操作する文の性質をふまえながら、それぞれの文があらわれた作文事例を検討してきた。総称表現には、コミュニケーションの参加者に加えて、テキストの参加者に帰属する議論の前提が示されることがあり、それが作文における書き手と読み手、そしてテキストに登場する人物を介した表現の成り立つ過程の指標ともなり、過程としての作文という見方を与える観点になりえると考えられる。一方、書き手の判断を提示することによるパラグラフの開始は、あくまでも書き手個人の考えを述べるという書く行為にとどまっているものとしてとらえた。それにより、トピック・センテンスの類型を、議論の共有性のさまざまな段階の指標になるものとしてとらえた。

パラグラフの開始における書き手の判断の提示は、多くの作文に見られる特徴であり、書くという行為を基礎付ける側面であるとも考えられるが、それがコミュニケーションの参加者、テキストの参加者に開かれた表現の成立へとどのようにつながりえるのか、いかに議論の共有性が生じるのかについても考えていきたい。そのためにも、作文におけるトピック・センテンスの類型を再検討し整理すると共に、作文の事例においてどのようにそうした要素が現れるのかを、学習過程に即して考察していくことが今後の課題である。

¹ 拙稿(2003)「表現学習における議論の前提の共有化 ―学習者の意見文におけるトピック・センテンスの考察を通して―」人文科教育学会『人文科教育研究』第30号, pp.1-12

² 佐久間まゆみ(1978)「トピックセンテンス考」『人間文化研究年報』1, pp.77-85

³ 土部弘・宝示重美(1963)「文章意識の発達(第一報)」『大阪学芸大学紀要C教育科学』(通号4)pp.92-104

⁴ 土部弘・宝示重美(1967)「児童の文章意識」『大阪学芸大学紀要C教育科学』(通号8)pp.145-156

⁵ 野村(1988)は、テキストを記述する範疇を論じる上で次のように述べている。

「人の行う言語活動においてテキストをとらえるのは、書き言葉か話し言葉を問わず、現実のコミュニケーションに即して考察することを意味する。したがって、コミュニケーションの時間や場所をはなれて、抽象的にあたえられた言語資料を対象にするのではなく、つねに、言語活動の参加者を介在させて言語表現をとらえる。コミュニケーションは、その参加者によってなんらかの意味が選択され、その選択の結果が再帰的に観察されるという、意味の産出過程を内在する。言い換えればテキストの送り手と受け手とが、相互にかかわりあい、それぞれが能動的に表現する過程を意味するのである。テキストを観察するばあいにも、意味の産出を行うものであり、分析を動的におこなうのはこのためである。」(野村眞木夫(1998)「テキストの記述フレーム―参加者と観察者の範疇を視座として―」『上越教育大学研究紀要』18-1, pp.145-162)

⁶ 茂呂雄二(1988)では、文章を自律した構成体とみなす考え方に対して、対話の過程に支えられて展開する書くことという見方を提示している。(茂呂雄二(1988)『なぜ人は書くのか』東京大学出版会,p.113)

⁷ これまでに、筆者はモダリティの形式と機能に基づいた作文の分析を通して、書き手の考えの述べ方に関わる認識のありようを考察してきた。しかし、そこでは意見の内容については検討を行っていなかったため、作文の表現の充実については議論の中に入らなかった。本稿では、内容のまとまりにかかわる文のはたらきに着目することにより、作り出されたテキストの表現面をふまえつつ、書き手の考えを述べる行為について考察を加えるものである。

⁸ 佐久間まゆみ (1997)「とりあげる」佐久間まゆみ 他 編『文章・談話のしくみ』おうふう, p.118

⁹ 野村眞木夫 (2000)『日本語のテキスト』ひつじ書房,p.131

¹⁰ これは、コミュニケーションの参加者である書き手と読み手が、これから表現するテキストを共有する方向性を明示するものである。これについては、次のような例が挙げられている。

- ①それでは一体、ケインズの経済理論が、さしたる抵抗もなく日本社会に受容されたのは、何故であろうか。
②その理由を歴史的経緯にそって探ってみよう。

(佐藤隆光『経済学とは何だろうか』岩波書店：37)

ここでは、文①の「何故であろうか」という問いかけによって前の内容に言及し、②では「その理由」の「その」が問いかけの形式を明示して後に続くテキストの展開を方向付けている。すなわち、「①が情報を要求する表現であり、これによって提起された問題を話題としてとりあげ、パラグラフを開始させる効果を、文②が果たしている」(野村2000：133)ということになる。

¹¹ 作文は高校1年生によって400字を目安に書かれたものである。作文を書くにあたっては、特に意見の方向付けや書き方等の指導は行わず、以下の文章(題材文)を読んでもらった。

選択的夫婦別姓、4割が容認・内閣府世論調査

結婚後も希望すれば夫婦が別々の姓を名乗ることができる「選択的夫婦別姓制度」の導入を4割の人が容認し、反対の3割を上回った。内閣府が4日に発表した世論調査で明らかになった。5年前の前回調査では容認3割で反対4割だった。結果について内閣府は「国民の意識が変わった」と分析。法務省は「この数字を踏まえて(法改正を)検討する」としており、夫婦別姓導入に向けた民法改正の動きが政府・与党内で本格化しそうだ。

夫婦別姓について「夫婦がそれぞれ結婚前の姓を名乗れるように法改正しても構わない」と答えた人は前回調査に比べ9.6ポイント増の42.1%。「夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきで法改正の必要はない」は9.9ポイント減の29.9%。「結婚前の姓を通称として使えるように法改正するのは構わない」は0.5ポイント増の23%だった。ただ4割の容認派に「法改正後に夫婦別姓を希望するか」を尋ねると、「希望しない」が50.3%だったのに対し「希望する」は18.2%にとどまった。

(NIKKEI NET 日付：2001/08/05)

¹² 同上書,p.235

¹³ 同上書,p.241

¹⁴ 同上書,p.137

¹⁵ 同上書,p.133